

## little デイジー職場環境等要件

合同会社デイジーが運営する障害福祉事業所 little デイジーでは、職場環境改善について取り組んでいます。

### 特定処遇改善「見える化」要件

福祉専門職員の処遇改善につきましては、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)を取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

Cの「見える化」要件とは、①令和2年度からの算定要件で、②福祉・介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表しているところです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、以下のとおり公表します。

### ○両立支援・多様な働き方の推進

#### 【職場環境要件】

有休休暇が取得しやすい環境の整備

#### 【当法人の取り組み】

職員の有休休暇取得状況を把握して、業務に支障の無いように体制の編成を行い休暇取得の少ない職員を優先して計画的に有休休暇を消化できる環境を整えています。

### ○腰痛を含む心身の健康管理

#### 【職場環境要件】

雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

#### 【当法人の取り組み】

専門家による雇用管理改善の施策立案や相談を定期的(月1回)に実施。

管理者は年間研修計画に「雇用管理改善」の研修を設定して実施。

○生産性向上のための業務改善の取組

【職場環境要件】

5S 活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備

【当法人の取り組み】

5S 活動に関することを事業所内に掲示して、具体的な取り組みを実施するために資料を作成し職員へ周知して環境を整えています。

○やりがい・働きがいの構成

【職場環境要件】

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

【当法人の取り組み】

児童保護者からの意見や満足度を調査して、事業所の業務改善やサービス向上に資するミーティングを定期的で開催。課題の改善に向けた取り組みを実施。